

# 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人はる（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定並びに評議員選任・解任委員会運営細則第5条に基づき、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等は明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

- 2 評議員に対しては、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。
- 4 評議員選任・解任委員に対しては、職務執行の対価として、理事会の決議を経て理事長が定めた報酬等を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
  - (2) 退職手当 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
  - 3 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。
  - 4 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月 20 日に支給するものとする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日に支給する。

2 非常勤の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人、施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を弁償する。

2 役員等が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給し、その額は職員の旅費規程に準じる。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附 則)

(1) この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(2) この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

(3) この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(4) この規程は、令和 4 年 12 月 20 日から施行する。

(5) この規定は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。

別表第1 (常勤理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 650,000 円

※各年度総額 7,800,000 円以内

別表第2 (常勤理事の退職手当)

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数
--------------------

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第3 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

内容	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤で その職務が半日に及ぶもの	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤で その職務が終日に及ぶもの	15,000 円

(2) 監事 (財務管理関係)

内容	日額
監事監査等への出席	15,000 円
理事会等への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤で その職務が半日に及ぶもの	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤で その職務が終日に及ぶもの	15,000 円

(3) 監事 (社会福祉事業関係)

内容	日額
監事監査等への出席	10,000 円
理事会等への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤で その職務が半日に及ぶもの	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤で その職務が終日に及ぶもの	15,000 円

※各年度総額 365,000 円以内 (別紙算定基礎参照)

別表第4 (評議員の報酬)

内容	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤で その職務が半日に及ぶもの	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤で その職務が終日に及ぶもの	15,000 円

※各年度総額 150,000 円以内（定款第八条）

別表第 5（評議員選任・解任委員の報酬）

内容	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤で その職務が半日に及ぶもの	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤で その職務が終日に及ぶもの	15,000 円

別紙

役員報酬総額の算定基礎

(1) 理事報酬 (6,600,000 円/年)

① 常勤理事	530,000 円/月 × 12 月 × 1 人 =	6,360,000 円
② 常勤理事 (職員兼務・理事会出席)	5,000 円/回 × 6 回 × 2 人 =	60,000 円
③ 非常勤理事 (理事会出席)	5,000 円/回 × 6 回 × 3 人 =	90,000 円
④ 非常勤理事 (法人・施設業務)	10,000 円/回 × 3 回 × 3 人 =	90,000 円

(2) 監事報酬

① 財務関係監事 (65,000 円/年)		
i) 監査	15,000 円/回 × 1 回	= 15,000 円
ii) 理事会出席	5,000 円/回 × 6 回	= 30,000 円
iii) 法人・施設業務	10,000 円/回 × 2 回	= 20,000 円
② 社会福祉事業関係監事 (60,000 円/年)		
i) 監査	10,000 円/回 × 1 回	= 10,000 円
ii) 理事会出席	5,000 円/回 × 6 回	= 30,000 円
iii) 法人・施設業務	10,000 円/回 × 2 回	= 20,000 円